

自治体名 津島市**【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—****★【1】自治体の基本的あり方について**

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**1. 安心できる介護保障について****(1) 介護保険について**

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 第4期（平成21～23年度）の保険料は所得段階を12段階へ細分化しています。所得に応じた負担区分とし、低所得者の負担軽減を行っています。その結果、「保険料基準額」は第3期と比較して大幅に抑制しました。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業を通じて軽減を図っていきます。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答) サービス内容の必要性がケアプランに明記するなどの措置がなされていれば認めている。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 利用者の介護サービスの充実を図るため、地域密着サービスとして認知症対応型共同生活介護を本市で3か所事業運営しています。（2009年9月1か所・2010年9月1か所開設）小規模多機能型居宅介護は1か所事業を行っています。新たな助成制度は難しいと考えています。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 国において介護分野での雇用の創出・人材養成のための総合対策の一環として介護職員の待遇改善が図られています。

また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが中心になって協議会を設けて、勉強会や意見交流会を定期的に行ってますが、当市も協力しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスでは20年10月に自己負担金を見直し、負担額を軽減しました。

同時に週5回の配食を6回に拡充しました。21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し、自立支援をしています。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) 一人暮らし登録事業、配食サービス事業、救急キットの配布事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施しています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答) 巡回バス(ふれあいバス)を実施しています。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者のサロン(交流の場)事業を実施しています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 高齢者社会への対応が必要との認識はしておりますが、市営住宅の状況は建設年数もかなり経過しており、高齢者向けの住宅はありません。また、現在の市の財政状況を鑑みますと、新たに高齢者向けの住宅を整備することは、困難であると考えます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 要介護認定1以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 前年の12月末で要介護1以上の方に対して「認定申請書」を送付しています。

2.高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療

費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 市単独での支給は、現在の財政状況等から実施は困難であると考えます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 県の助成基準に沿って対応します。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 18歳年度末までの助成は困難です。県の助成基準に沿って対応します。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 妊産婦の無料健診につきましては、国の指針に基づき14回の助成を行っています。今後につきましても、国の指針、また、県、各市の状況等を把握し、検討してまいりたいと考えています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答) 財政改革の見直しにより、平成18年度から受給基準を1.2倍から1.0倍に変更しました。現在の財政状況等から引き上げは、困難であると考えます。なお、申請の受付は、市の窓口で受け付けています。民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 「子ども手当」等国の制度も充実されてきましたので、現時点では給食費の無料化は考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答) 市民の皆様に不利な制度となることの無いよう、今後の動向を見守りたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 現在の財政状況等から、これまで以上の繰り入れや減免制度の拡充は困難であると考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 4方式の課税を行っている現在、均等割の対象から除外することは困難です。また、減免制度の拡充も現在の財政状況等から、困難であると考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 現在の財政状況等から、これまで以上の減免制度の拡充は困難であると考えます。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 保険税の減免等については、前年所得から本年所得が減少すると見込まれる方を対象に所得の上限を500万円に拡大し、所得の減少額が2分の1以上から3分の1以上の減少へと緩和し、減免がうけられやすい様に拡大しております。現在の減免要件の緩和拡大は予定しておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱の規定に基づいて実施しており、短期保険証についても発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実態を把握して対応しております。今後も安易に発行することのないよう、慎重な運用に努めていきます。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 平成20年4月からの減免制度は、平成22年7月から生活保護基準額の1.4

倍以内の方を対象とするように拡充いたしました。それ以上の所得のある方への拡大は、現在予定いたしておりません。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
- イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。
- ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。
- エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。
- オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答) 地域生活支援事業については、サービス利用の増加に対応して年々予算を増額しておりますが、市の財政状況を鑑みますと各種サービスの利用者負担、施設での食費等の負担を市が独自に軽減することは難しいと考えます。障害者自立支援法の制度の根幹となる障害程度区分認定や収入認定等については、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 市の財政状況を鑑みますと、独自の基盤整備は難しいと考えますが、事業所の開設や国等の補助金の利用について社会福祉法人等から相談があった場合には、積極的に支援していきたいと考えております。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 現在、当市におきましては、40歳以上の方を対象に特定健康診査、各種がん検診、(子宮がん検診においては、20歳以上)及び歯周疾患検診を実施いたしており、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方に基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

また、当市における健(検)診の実施期間につきましては、集団方式では10月に胃がん検診、大腸がん検診を各4日間行っています。個別方式については、6月から10月までの期間で特定健康診査始め、肝炎ウイルス検診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を10月から翌3月までの期間で子宮がん、乳がん(マンモグラフィ検診のみ)、を実施しております。また、歯周疾患検診につきましては、6月から10月の期間で個別歯科医療機関にて実施をいたしております。

実施期間を通年で行うことにつきましては、委託機関である医師会及び歯科医師会との協議と、また市の受入れ体制等についての調整が必要であり、現在のところ通年での実施は困難と考えております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 現在、当市におきましては、子宮がん検診を20歳以上の女性を対象に実施しております。また、当市では法令及び医学的統計を基に、特定健康診査及び各種がん検診ならびに、歯周疾患検診を40歳以上の方を対象とし実施いたしており、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方に基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチンの接種費用について、10月より一部助成を行います。高齢者用肺炎球菌ワクチンの一部公費助成については、現在考えておりません。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 市長会を通じて国に対して要望しているところです。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護申請については、申請権をおびやかすことなく対応しております。また生活保護申請者の保護の開始決定については、不正受給を防ぐため基準内での決定を行っておりますが、迅速に行っており、また緊急性のある方については、法外援護費にて対応しております。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 人事当局へ要望して参ります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 介護保険制度の円滑な運用を図るため、全国市長会では国に対し、給付費に対する国費の25%の配分をはじめ低所得者への保険料や利用料の軽減策を国の責任で見直すこと、さらには介護従事者の待遇が改善されるための措置など、8項目を要望しています。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答) 今後の動向を見守っていきたいと考えております

以下のとおり、回答の差し替えをお願いいたします。

【陳情事項】の【2】

8. 生活保護について

- ②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(差替後回答)

昨今の経済不況に伴う生活保護世帯の増加に対応するため、平成21年度7月に担当職員を1名増員いたしました。また、平成23年4月採用者を対象に、一般事務職の中に社会福祉課程を専攻した者を対象とする社会福祉枠を設け、採用募集をいたしました。